

静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針

平成 30 年 12 月 18 日

改正 令和 3 年 7 月 30 日

改正 令和 4 年 2 月 21 日

改正 令和 8 年 7 月 14 日

静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課

静岡県水産・海洋技術研究所

1 経緯と目的

平成 28 年 7 月 27 日付け「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、新たに「水産防疫対策要綱」（以下、「要綱」という。）が策定された。要綱には、養殖の用に供することを目的に輸入された水産動物について、仕向先の養殖場を管轄する各都道府県が、輸入された後も仕向先の養殖場において引き続き健康状態、移動等について監視すること（以下、「着地検査」という。）が規定された。このため、本県における着地検査の対応については、要綱の別記 1 「輸入水産動物の着地検査指針」（以下、「着地検査指針」という。）及び「着地検査の運用について（通知）」（8 消安第 1541 号令和 8 年 6 月 9 日農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）に基づくほか、以下のとおり定める。

なお、疾病の発生が確認された場合は、要綱 2 の（4）「養殖水産動植物の異常の早期発見、通知・届出、疾病発生時の迅速かつ的確なまん延防止」及び「魚類へい死対応マニュアル（改訂版）（令和 7 年 4 月県作成）」に基づき、まん延防止措置を実施する。

2 県の役割

（1）水産資源課の役割

水産資源課は、輸入者又は動物検疫所から、「着地検査指針 1 着地検査の対象動物」に該当する水産動物の輸入の報告があった場合、水産・海洋技術研究所と情報を共有するとともに連携して、輸入者及び仕向先の養殖施設等の責任者と連絡を取り、当該水産動物が仕向けられる前に、着地検査への協力を要請し同意を得た上で、着地検査を実施する場所（以下、「着地検査場所」という。）を決定する。着地検査場所は、疾病が水平感染しないよう、輸入水産動物とその他の水産動物を隔離若しくは区別して飼育することが可能な施設内であり、飼育水を排水する際には、河川等の公共の用に供する水面に直接排水することなく消毒後に排水する、又は下水道に排水する構造となっていることが望ましい。

他都道府県から本県の養殖施設等に着地検査期間中の着地検査対象動物が移動される場合、水産資源課は、移動元の都道府県と調整を行い、上記の輸入水産動物に準じて対応する。

（2）水産・海洋技術研究所の役割

水産・海洋技術研究所は、着地検査場所が決定次第、仕向先の養殖施設等の責任者と連絡を取り、速やかに着地検査を行う。着地検査は、着地検査場所への立入検査若しくは着地検査場所の責任者からの報告等によるものとし、別紙 1 「着地検査期間中の飼育状況報告」に必要な情報を記録する。また、着地検査期間の終了時は、別紙 2 「着地検査終了報告書」を作成し、別紙 1 とともに、少なくとも 3 年間保管する。着地検査の期間は概ね 6

か月、頻度は月に1回程度行うことが望ましい。また、着地検査の回数や具体的な対応方法については、輸入水産動物の種類や形態に応じ適切に実施する必要があるため、魚病担当者を中心に事前に協議の上決定し、内部で統一を図るものとする。着地検査期間中は、着地検査場所の責任者に対して要綱の別記3「養殖場における衛生対策指針」に基づく指導を行うとともに、着地検査場所から水産動物の移動の自粛を要請する。やむを得ない理由により、着地検査期間中に着地検査場所から着地検査対象動物を県外に移動する場合、移動先の都道府県において着地検査を継続するため、水産・海洋技術研究所は、移動前の着地検査の経過情報について移動先の都道府県の魚病指導機関と共有するものとする。

他都道府県から本県の養殖施設等に着地検査期間中の着地検査対象動物が移動される場合は、移動元の都道府県の魚病指導機関から移動前の着地検査の経過情報を引き継いで着地検査を継続し、その記録を少なくとも3年間保存する。

着地検査期間中の飼育状況報告

検査日 : _____

検査者 : _____

養殖業者名			代 表 者		
養殖施設名			担 当 者		
所 在 地			連 絡 先		
対象水産動物			産 地		
輸 入 日	令和 年 月 日 ()		数 量	(輸入時)	尾 ・ k g
着 地 日	令和 年 月 日 ()		状 態	(月 日現在)	尾 ・ kg
養 殖 池	1. (面積) m ² (水深) m (水量) t (面数) 面 (収容尾数) 尾				
	2. (面積) m ² (水深) m (水量) t (面数) 面 (収容尾数) 尾				
	3. (面積) m ² (水深) m (水量) t (面数) 面 (収容尾数) 尾				
	4. (面積) m ² (水深) m (水量) t (面数) 面 (収容尾数) 尾				
飼育用水	[種類] 淡水 ・ 海水 ・ 人工海水 ・ その他 () ※塩分濃度 _____ % [水温] _____ °C [水質]				
飼育管理状況	[投薬歴] 有 り ・ 無 し ※投薬歴「有り」の場合 薬剤名又は有効成分名 : 投薬期間 : 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 投薬量 : _____ g/日 [ワクチン] 接種歴有り (ワクチンの名称 : _____) ・ 無 し [消毒] 踏込槽 : 有 り (設置場所 : _____) ・ 無 し ハンドスプレー : 有 り (設置場所 : _____) ・ 無 し その他消毒に関すること : [給餌] 飼料の種類 : [その他・清掃等について] 				
所 見					

着 地 検 査 終 了 報 告 書

記入日： _____

養殖業者名			代 表 者		
養殖施設名			所 在 地		
対象水産動物			原 産 地		
輸 入 日	令和 年 月 日 ()		数 量	尾 ・ k g	
検査終了後の予定	養殖継続・食用出荷・養殖用種苗として他所へ出荷・その他 ()		総死亡数	尾 (原因 :)	
着地日 (検査期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (日間)				
施設詳細	取水先 (面積)㎡ (水量) t (面数) 面 (収容尾数)尾 排水の有無 排水先 排水処理方法				
	1.				
	2.				
	3.				
	4.				
	※取水先→井水・地下水、水道水、海洋、河川水、その他 排水先→海洋、河川、下水、その他				
飼育用水	〔種類〕 淡水 ・ 海水 ・ 人工海水 ・ その他 () ※塩分濃度 _____ %				
	〔水温〕 _____ ℃				
	〔水質〕				
飼育管理状況	〔投薬歴〕 有り ・ 無し				
	※投薬歴「有り」の場合				
	薬剤名又は有効成分名 :				
	投薬期間 : 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日				
	投薬量 : _____ g/日				
	〔ワクチン〕 接種歴有り (ワクチンの名称 :) ・ 無し				
	〔消毒〕 踏込槽 : 有り (設置場所 :) ・ 無し				
	ハンドスプレー : 有り (設置場所 :) ・ 無し				
	その他消毒に関すること :				
	〔給餌〕 飼料の種類 :				
	〔その他・清掃等について〕				
	所見	(特に異状を認めず・期間中特記事項あり)			
検査期間中の移動があった場合	移動記録を添付				